

## 大津市企業局週休2日取組促進型工事实施要領（営繕工事版）

（令和6年4月1日版）Q & A

### 1. 用語の定義

**問1 「対象期間」は「工期」とどう違うのか。**

（答） 契約書に規定する「工期」のうち、「対象期間」は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（実地完成日）までの期間のことです。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含みません。

### 2. 対象工事

**問2 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日促進工事として認められないことになるのか。**

（答） 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間（工事着手日から工事完成までの期間）に含まないこととしています。

なお、対象期間に含まない現場作業には、次のような場合が考えられます。不測の現場作業が生じた場合、速やかに監督職員に協議してください。

- ・発注者が、現場パトロールや現場見学会等を要請した場合
- ・現場内で災害又は第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合
- ・周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合

### 3. 実施方法

**問3 週休2日促進工事は、当初の予定価格から労務費の補正がされているのか。**

（答） 発注者指定方式、受注者希望方式とも、4週8休以上を前提に労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成します。

**問4 土木工事では、週休2日取組促進型工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わないのはなぜか。**

（答） 営繕工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、積算基準に基づき工期に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休2日（現場閉所（現場休息））を前提とした工期で設定するため補正は必要ありません。

営繕工事における機械経費（賃料）のうち、タワークレーンの賃料については工事ごとの施工条件に即した存置日数による見積りによって計上しており、また、移動可能なホイールクレーンの賃料についてはスポットでの稼働日分を計上しているため、いずれも週休2日（現場閉所（現場休息））を前提とした補正は必要ありません。

**問5 週休2日（現場閉所（現場休息））を実施する場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる引上げが必要ではないか。**

（答）現場管理費及び一般管理費等については、工事規模が小さいほど率が大きくなる算定式を用いて費用を算出しております。

また、営繕工事において、現場管理費については工期に応じて算出しており、週休2日（現場閉所（現場休息））を確保するために設定された工期に応じた費用を計上しています。

**問6 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。**

（答）週休2日取組促進型工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

**問7 週休2日取組促進型工事の労務費補正の減額を行う場合（契約変更時）、請負比率を乗じるのか。**

（答）労務費補正による請負代金額の変更は、当初請負比率を乗じることになります。

**問8 週休2日（現場閉所（現場休息））確保のためには適正な工期設定が必要ではないか。**

（答）今般の週休2日促進工事の通知において、余裕期間の積極的活用や「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づき適正な工期を設定することとしています。

あわせて、新営工事の場合、（一社）日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」を参考活用することとしています。

**問9 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。**

（答）受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として、受発注者間の協議により「天津市企業局週休2日取組促進型工事実施要領（営繕工事版）」の2.（2）対象期間から除外する期間を決定します。

**問10 達成状況に応じた変更契約はいつ行うのか。**

（答）実績が確定した時点で変更契約を行う必要がありますが、変更契約の事務処理に係る日数を考慮し、達成状況の見込みが判明した時点で変更契約を行うことは可能です。

ただし、確定した達成状況が変更契約時点の見込みと異なる場合は、確定した実績に応じて再度、変更契約を行う必要があります。

**問11 受注者希望方式の週休2日取組促進型工事を受注し、週休2日を希望しなかった場合にペナルティはあるのか。**

(答) 受注者希望方式は、あくまで、受注者が希望する場合に実施するものです。したがって、週休2日を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。

しかしながら、週休2日促進工事の趣旨を踏まえ、できる限り週休2日への取組をお願いします。

**問12 施工途中で週休2日促進工事の実施が困難となった場合に取り止めることはできるのか。また、この場合、ペナルティはあるのか。**

(答) 施工途中で実施困難となった場合は、実施困難な理由を整理したうえで監督職員へ報告してください。ただし、結果的に週休2日が達成できたとしても、取り止める旨を監督職員へ報告した場合は週休2日の補正を行いません。

なお、発注者指定方式において4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更します。その際、4週6休以上であっても労務費の補正は考慮しません。

いずれの場合も、週休2日促進工事の実施が困難となったことによる特段のペナルティはありません。

**問13 週休2日促進工事の実施に伴う工期の延長は認められるか。**

(答) 工期については、年末年始休暇及び夏季休暇(対象外期間)に加え、雨天、土・日曜日、祝日等を見込み設定しており、週休2日促進工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。

#### 4. 対象期間の設定

**問14 契約工期より早期に工事が完了した場合、対象期間はいつまでとなるのか。**

(答) 実際の工事完成日(実地完成日)までの期間とします。

**問15 対象外期間として年末年始6日間、夏季休暇3日間とあるが、具体的にいつを設定しており、土日を含む場合はどのように取り扱えばよいか。(例えば、12月30日、31日が土日の場合の取り扱い)**

(答) 年末年始6日間及び夏季休暇3日間の取扱については、原則として以下のとおりとします。

年末年始休暇期間：12月29日から1月3日までの6日間(土日含む)

夏季休暇期間：土日以外の任意の3日間(基本はお盆の期間)

## 5. 現場閉所（現場休息）の取り扱い

### 問16 必ず土・日曜日を現場閉所（現場休息）としないといけないのか。

（答） 対象期間中の現場閉所（現場休息）の割合で判断しますので、土・日曜日を必ず現場閉所（現場休息）とするということはありません。ただし、工期の始期等に休日が偏り、工期の後半にほとんど休日を確保せず工事を完成させるなど、週休2日促進工事の趣旨に著しくそぐわない工程となった場合においては、設計変更及び評価をしない場合があります。

### 問17 作業員が、現場閉所日に他の現場の作業を行っていた場合も現場閉所と見なせるか。また、配置する技術者が複数の現場を兼務している場合の取扱いはどうなるのか。

（答） 現場閉所（現場休息）とは、「現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態」であるので、作業員が他の現場で作業を行っていた場合でも、現場閉所（現場休息）として取り扱います。配置技術者が他の工事を兼務している場合も、現場閉所（現場休息）の確認は発注工事単位で行いますので、同じ取り扱いです。

本要領では、現場閉所（現場休息）率で労務費を補正することとしており、受注者の従業員の働き方を縛るものではありません。しかしながら、週休2日促進工事の趣旨を踏まえて従業員が休日を確保できるよう配慮願います。

### 問18 現場事務所で事務作業を行うだけであれば現場閉所（現場休息）と見なしてよいのか。

（答） 現場閉所（現場休息）とはなりません。現場閉所（現場休息）とは、社屋（建設現場及び現場事務所含む）での事務作業を含めて現場が閉所されている状態をいいます。

### 問19 社屋で従業員が対象工事に伴う事務作業を行った場合はどの様に取り扱うのか。

（答） 社屋（建設現場及び現場事務所含む）においても、一切の作業を行わないことを「現場閉所（現場休息）」とします。会社等で当該工事に関する事務作業等を行う場合は現場閉所（現場休息）と見なすことはできません。

ただし、以下の作業は除きます。

- ・コンクリート養生、レイタンス除去作業等、品質確保上最低限の作業
- ・立入禁止柵の設置、飛散対策等の第三者災害の防止対策
- ・安全パトロール、保守点検
- ・見学会、地元協議対応
- ・交通誘導警備
- ・その他、監督員が必要と認めた作業

**問20 半日休工を2回行った場合は、1日分の休日としてカウントできるのか。**

(答) 1日を通して現場が閉所されている場合に休日としてカウントできるため、半日休工は現場閉所（現場休息）として認められません。

**【大津市企業局企業総務部工事監理課】**

以上